

広島県告示第四百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年九月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
所在地	広島県呉市阿賀町、同市阿賀南七丁目、同市阿賀南八丁目、同市阿賀南九丁目、同市阿賀中央一丁目、同市阿賀中央三丁目、同市阿賀中央四丁目、同市阿賀中央八丁目、同市阿賀北八丁目、同市阿賀北九丁目、同市阿賀山ノ神、同市阿賀町仁井迫、同市阿賀町長通、同市阿賀町姥ヶ迫、同市阿賀町奥迫、同市阿賀町観音谷、同市阿賀町御墓、同市阿賀町初子、同市阿賀町上ノ山、同市阿賀町正田平、同市阿賀町清水谷、同市阿賀町大崎、同市阿賀町大駿河、同市阿賀町東及び同市阿賀町北迫地内	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
表 示 の 区 域	表 示 の 区 域	表 示 の 区 域	表 示 の 区 域
大上川（二 a）	土石流	大上川（二 a）	土石流
大上川（二 b）	土石流	大上川（二 b）	土石流
東浜中川（一四）	土石流	東浜中川（一四）	土石流
東浜東川（一五）	土石流	東浜東川（一五）	土石流
神立川（二）	土石流	神立川支川（二隣 a）	次の図のとおり
神立川支川（二隣 b）	土石流		次の図のとおり
高田川支流（三）	土石流		次の図のとおり

区域の表示及び規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項

塩谷川（一五a）	土石流	次の図のとおり	塩谷川（一五a）	土石流	次の図のとおり
西塩屋川（一五一b）	土石流	次の図のとおり	西塩屋川（一五一b）	土石流	次の図のとおり
塩谷川支川（一五二a）	土石流	次の図のとおり	塩谷川支川（一五二a）	土石流	次の図のとおり
塩谷川（一二b）	土石流	次の図のとおり	塩谷川（一二b）	土石流	次の図のとおり
塩谷川支川（一五二c）	土石流	次の図のとおり	塩谷川支川（一五二c）	土石流	次の図のとおり
延崎川（一二五a）	土石流	次の図のとおり	延崎川（一二五a）	土石流	次の図のとおり
延崎川（一二五b）	土石流	次の図のとおり	延崎川（一二五b）	土石流	次の図のとおり
延崎川（一二五隣a）	土石流	次の図のとおり	延崎川（一二五隣a）	土石流	次の図のとおり
延崎川（一二五隣b）	土石流	次の図のとおり	延崎川（一二五隣b）	土石流	次の図のとおり
西駿河川（五〇六七）	土石流	次の図のとおり	西駿河川（五〇六七）	土石流	次の図のとおり
東駿河川（五〇六八）	土石流	次の図のとおり	東駿河川（五〇六八）	土石流	次の図のとおり
南大入川（六四三四）	土石流	次の図のとおり	南大入川（六四三四）	土石流	次の図のとおり
東浜田川（六四三五）	土石流	次の図のとおり	東浜田川（六四三五）	土石流	次の図のとおり
ヒラキ川（六四三七）	土石流	次の図のとおり	ヒラキ川（六四三七）	土石流	次の図のとおり
ヒラキ川（六四三七隣a）	土石流	次の図のとおり	ヒラキ川（六四三七隣a）	土石流	次の図のとおり
ヒラキ川（六四三七隣b）	土石流	次の図のとおり	ヒラキ川（六四三七隣b）	土石流	次の図のとおり
ヒラキ川（六四三七隣c）	土石流	次の図のとおり	ヒラキ川（六四三七隣c）	土石流	次の図のとおり

東浜西川（一三）	土石流	次の図のとおり	東浜西川（一三）	土石流	次の図のとおり
阿賀川（六四二二）	土石流	次の図のとおり	阿賀川（六四二二）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所呉支所に備え置いて縦覧に供する。